

平成22年版 財産評価基本通達逐条解説（補遺）

本書は、平成22年1月1日現在の法令・通達によっていますが、本書校了後、下記財産評価基本通達の一部改正通達が発遣されましたので補遺を作成いたしました。

本書と併せてご利用いただきますようお願い申し上げます。

1. 平成22年5月14日付 課評2-12 財産評価基本通達の一部改正について（法令解釈通達）
2. 平成22年6月16日付 課評2-18・課資2-8・課審6-11 財産評価基本通達の一部改正について（法令解釈通達）

平成22年7月

財団法人 大蔵財務協会

平成22年 5月14日

各国税局長 殿

沖縄国税事務所長 殿

国税庁長官

財産評価基本通達の一部改正について（法令解釈通達）

昭和39年 4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」の一部を下記のとおり改正し、平成22年 1月 1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用することとしたから、これによられたい。

（趣旨）

最近の立木価格の実態に即して所要の改正を行うものである。

記

別表2「主要樹種の森林の立木の標準価額表等」に定める「6 標準伐期にある森林の立木の標準価額表」を次のとおり改める。

6 標準伐期にある森林の立木の標準価額表

国税局名	都道府県名	林業地帯名	標準価額		
			杉	ひのき	松
			千円	千円	千円
札幌	北海道	網走東部	—	—	290
仙台	宮城	宮城北部	500	—	140
	福島	磐城	—	910	—
関東信越	栃木	渡良瀬川	620	1,360	—
	長野	伊那谷	—	—	150
東京	東京	多摩	450	1,090	160
金沢	福井	越前	690	—	180
名古屋	静岡	天竜	440	1,320	—
	岐阜	飛騨川	—	—	190
大阪	奈良	吉野	580	1,250	170
広島	島根	斐伊川	530	1,070	270
高松	愛媛	今治松山	390	890	170
福岡	福岡	筑後・矢部川	330	830	220
熊本	熊本	球磨川	400	1,240	180

課評 2-18

課資 2-8

課審 6-11

平成22年 6月16日

各国税局長 殿

沖縄国税事務所長 殿

国税庁長官

財産評価基本通達の一部改正について（法令解釈通達）

昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」の一部を下記のとおり改正し、平成22年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価及び平成22年分以後の地価税の課税価格の計算の基礎となる土地等の評価に適用することとしたから、これによらるたい。

ただし、下記のうち、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用する。

1 186-2

平成22年10月1日

2 200から200-3まで及び200-6（相続税法第24条の規定により定期金給付契約に関する権利を評価する場合に限る。）

- (1) 定期金給付契約に関する権利について、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第32条（定期金に関する権利の評価に関する経過措置）第2項の規定により、同法第3条（相続税法の一部改正）の規定による改正後の相続税法の規定が適用される場合

平成22年4月1日

- (2) (1)以外の場合

平成23年4月1日

3 200-4、200-5及び200-6（2に該当する場合を除く。）

平成22年4月1日

（趣旨）

所得税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の整備を行うものである。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のように改める。

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 土地及び土地の上に存する権利 第1節 通 則</p> <p>(土地の上に存する権利の評価上の区分)</p> <p>9 土地の上に存する権利の価額は、次に掲げる権利の別に評価する。</p> <p>(1) 地上権 (民法 (明治29年法律第89号) 第269条の2 (地下又は空問を目的とする地上権)) 第1項の地上権 (以下「区分地上権」という。) 及び借地借家法 (平成3年法律第90号) 第2条 ((定義)) に規定する借地権に該当するものを除く。以下同じ。)</p> <p>(2) 区分地上権</p> <p>(3) 永小作権</p> <p>(4) 区分地上権に準ずる地役権 (地価税法施行令第2条 ((借地権等の範囲)) 第1項に規定する地役権をいう。以下同じ。)</p> <p>(5) 借地権 (借地借家法第22条 ((定期借地権))、第23条 ((事業用定期借地権等))、第24条 ((建物譲渡特約付借地権)) 及び第25条 ((一時使用目的の借地権)) に規定する借地権 (以下「定期借地権等」という。) に該当するものを除く。以下同じ。)</p> <p>(6) 定期借地権等</p> <p>(7) 耕作権 (農地法 (昭和27年法律第229号) 第2条 ((定義)) 第1項に規定する農地又は採草放牧地のの上に存する賃借権 (同法第18条 ((農地又は採草放牧地の賃借借の解約等の制限)) 第1項本文の規定の適用がある賃借権に限る。) をいう。以下同じ。)</p> <p>(8)、(9) 及び (10) (省 略)</p>	<p>第2章 土地及び土地の上に存する権利 第1節 通 則</p> <p>(土地の上に存する権利の評価上の区分)</p> <p>9 土地の上に存する権利の価額は、次に掲げる権利の別に評価する。</p> <p>(1) 地上権 (民法 (明治29年法律第89号) 第269条の2 (地下又は空問を目的とする地上権)) 第1項の地上権 (以下「区分地上権」という。) 及び借地借家法 (平成3年法律第90号) 第2条 ((定義)) に規定する借地権に該当するものを除く。以下同じ。)</p> <p>(2) 区分地上権</p> <p>(3) 永小作権</p> <p>(4) 区分地上権に準ずる地役権 (地価税法施行令第2条 ((借地権等の範囲)) 第1項に規定する地役権をいう。以下同じ。)</p> <p>(5) 借地権 (借地借家法第22条 ((定期借地権))、第23条 ((事業用定期借地権等))、第24条 ((建物譲渡特約付借地権)) 及び第25条 ((一時使用目的の借地権)) に規定する借地権 (以下「定期借地権等」という。) に該当するものを除く。以下同じ。)</p> <p>(6) 定期借地権等</p> <p>(7) 耕作権 (農地法 (昭和27年法律第229号) 第2条 ((定義)) 第1項に規定する農地又は採草放牧地のの上に存する賃借権 (同法第20条 ((農地又は採草放牧地の賃借借の解約等の制限)) 第1項本文の規定の適用がある賃借権に限る。) をいう。以下同じ。)</p> <p>(8)、(9) 及び (10) (同 左)</p>

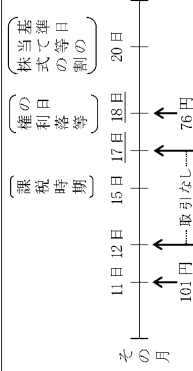
改 正 後	改 正 前
<p>第3節 農地及び農地の上に存する権利</p> <p>(農地の分類)</p> <p>34 農地を評価する場合、その農地を36((純農地の範囲))から掲げる農地のいづれかに分類する。</p> <p>(1) 純農地 (2) 中間農地 (3) 市街地周辺農地 (4) 市街地農地</p> <p>(注)1 上記の農地の種類と①農地法、②農業振興地域の整備に関する法律、③都市計画法との関係は、基本的には、次のとおりとなる。</p> <p>イ 農地法との関係</p> <p>(イ) 農用地区域内にある農地</p> <p>(ロ) 甲種農地(農地法第4条第2項第1号に掲げる農地のうち市街化調整区域内にある農地法施行令(昭和27年政令第445号)第12条に規定する農地。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 第1種農地(農地法第4条第2項第1号に掲げる農地のうち甲種農地以外の農地)</p> <p>(ニ) 第2種農地(農地法第4条第2項第1号イ及びロに掲げる農地(同号ロ(1))に掲げる農地を含む。))以外 の農地) ……中間農地</p> <p>(ホ) 第3種農地(農地法第4条第2項第1号ロ(1))に掲げる農地(農用地区域内にある農地を除く。)) ……</p>	<p>第3節 農地及び農地の上に存する権利</p> <p>(農地の分類)</p> <p>34 農地を評価する場合、その農地を36((純農地の範囲))から掲げる農地のいづれかに分類する。</p> <p>(1) 純農地 (2) 中間農地 (3) 市街地周辺農地 (4) 市街地農地</p> <p>(注)1 上記の農地の種類と①農地法、②農業振興地域の整備に関する法律、③都市計画法との関係は、基本的には、次のとおりとなる。</p> <p>イ 農地法との関係</p> <p>(イ) 農用地区域内にある農地</p> <p>(ロ) 甲種農地(農地法第4条第2項第1号に掲げる農地のうち市街化調整区域内にある農地法施行令(昭和27年政令第445号)第12条に規定する農地。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 第1種農地(農地法第4条第2項第1号に掲げる農地のうち甲種農地以外の農地)</p> <p>(ニ) 第2種農地(農地法第4条第2項第1号イ及びロに掲げる農地(同号ロ(1))に掲げる農地を含む。))以外 の農地) ……中間農地</p> <p>(ホ) 第3種農地(農地法第4条第2項第1号ロ(1))に掲げる農地(農用地区域内にある農地を除く。)) ……</p>
<p>第3節 農地及び農地の上に存する権利</p> <p>(農地の分類)</p> <p>34 農地を評価する場合、その農地を36((純農地の範囲))から掲げる農地のいづれかに分類する。</p> <p>(1) 純農地 (2) 中間農地 (3) 市街地周辺農地 (4) 市街地農地</p> <p>(注)1 上記の農地の種類と①農地法、②農業振興地域の整備に関する法律、③都市計画法との関係は、基本的には、次のとおりとなる。</p> <p>イ 農地法との関係</p> <p>(イ) 農用地区域内にある農地</p> <p>(ロ) 甲種農地(農地法第4条第2項第1号に掲げる農地のうち市街化調整区域内にある農地法施行令(昭和27年政令第445号)第12条に規定する農地。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 第1種農地(農地法第4条第2項第1号に掲げる農地のうち甲種農地以外の農地)</p> <p>(ニ) 第2種農地(農地法第4条第2項第1号イ及びロに掲げる農地(同号ロ(1))に掲げる農地を含む。))以外 の農地) ……中間農地</p> <p>(ホ) 第3種農地(農地法第4条第2項第1号ロ(1))に掲げる農地(農用地区域内にある農地を除く。)) ……</p>	<p>第3節 農地及び農地の上に存する権利</p> <p>(農地の分類)</p> <p>34 農地を評価する場合、その農地を36((純農地の範囲))から掲げる農地のいづれかに分類する。</p> <p>(1) 純農地 (2) 中間農地 (3) 市街地周辺農地 (4) 市街地農地</p> <p>(注)1 上記の農地の種類と①農地法、②農業振興地域の整備に関する法律、③都市計画法との関係は、基本的には、次のとおりとなる。</p> <p>イ 農地法との関係</p> <p>(イ) 農用地区域内にある農地</p> <p>(ロ) 甲種農地(農地法第4条第2項第1号に掲げる農地のうち市街化調整区域内にある農地法施行令(昭和27年政令第445号)第12条に規定する農地。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 第1種農地(農地法第4条第2項第1号に掲げる農地のうち甲種農地以外の農地)</p> <p>(ニ) 第2種農地(農地法第4条第2項第1号イ及びロに掲げる農地(同号ロ(1))に掲げる農地を含む。))以外 の農地) ……中間農地</p> <p>(ホ) 第3種農地(農地法第4条第2項第1号ロ(1))に掲げる農地(農用地区域内にある農地を除く。)) ……</p>

改 正 後	改 正 前
<p>市街地周辺農地</p> <p>(ハ) 農地法の規定による転用許可を受けた農地</p> <p>(ト) 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第2条第5項の規定によりなお従前の例によるものとされる改正前の農地法第7条第1項第4号の規定により転用許可を要しない農地として、都道府県知事の指定を受けたもの</p> <p>ロ 農業振興地域の整備に関する法律との関係</p> <p>(イ) 農業振興地域域内の農地のうち</p> <p>A 農用地区域内のもの……純農地</p> <p>B 農用地区域外のもの</p> <p>(ニ) 農業振興地域域外の農地</p> <p>ハ 都市計画法との関係</p> <p>(イ) 都市計画区域域内の農地のうち</p> <p>A 市街化調整区域域内の農地のうち</p> <p>(A) 甲種農地</p> <p>(B) 第1種農地</p> <p>(C) 第2種農地</p> <p>(D) 第3種農地</p> <p>B 市街化区域(都市計画法第7条第1項の市街化区域と定められた区域をいう。以下同じ。)内の農地</p> <p>……市街地農地</p>	<p>市街地周辺農地</p> <p>(ハ) 農地法の規定による転用許可を受けた農地</p> <p>(ト) 農地法の規定により転用許可を要しない農地として、都道府県知事の指定を受けたもの</p> <p>ロ 農業振興地域の整備に関する法律との関係</p> <p>(イ) 農業振興地域域内の農地のうち</p> <p>A 農用地区域内のもの……純農地</p> <p>B 農用地区域外のもの</p> <p>(ニ) 農業振興地域域外の農地</p> <p>ハ 都市計画法との関係</p> <p>(イ) 都市計画区域域内の農地のうち</p> <p>A 市街化調整区域域内の農地のうち</p> <p>(A) 甲種農地</p> <p>(B) 第1種農地</p> <p>(C) 第2種農地</p> <p>(D) 第3種農地</p> <p>B 市街化区域(都市計画法第7条第1項の市街化区域と定められた区域をいう。以下同じ。)内の農地</p> <p>……市街地農地</p>

改正後	改正前
<p>C 市街化区域と市街化調整区域とが区分されていない区域のもの (コ) 都市計画区域外の農地</p> <p>2 甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の用語の意義は、平成21年12月11日付21登営第4530号・21農振第1598号『農地法の運用について』の制定において「農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知において定められているものと同じである。」</p> <p>(市街地農地の範囲)</p> <p>36-4 市街地農地とは、次に掲げる農地のうち、そのいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 農地法第4条((農地の転用の制限))又は第5条((農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限))に規定する許可(以下「転用許可」という。)を受けた農地</p> <p>(2) 市街化区域内にある農地</p> <p>(3) 農地法等の一部を改正する法律附則第2条第5項の規定によりなお従前の例によるものとされる改正前の農地法第7条第1項第4号の規定により、転用許可を要しない農地として、都道府県知事の指定を受けたもの</p> <p>第8章 その他の財産 第1節 株式及び出資</p> <p>(上場株式についての最終価格の特例一課税時期が権利落等の日から株式の割当て等の基準日までの間にある場合) 170 前項の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期が権利落又は配当落(以下「権利落等」という。)の日から株式の割当て、株式の無償交付又は配当金交付(以下「株</p>	<p>C 市街化区域と市街化調整区域とが区分されていない区域のもの (コ) 都市計画区域外の農地</p> <p>2 甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の用語の意義は、平成10年11月1日付10農改B第1067号「農地法の一部を改正する法律の施行について」農林水産事務次官通達において定められているものと同じである。</p> <p>(市街地農地の範囲)</p> <p>36-4 市街地農地とは、次に掲げる農地のうち、そのいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 農地法第4条((農地の転用の制限))又は第5条((農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限))に規定する許可(以下「転用許可」という。)を受けた農地</p> <p>(2) 市街化区域内にある農地</p> <p>(3) 農地法の規定により、転用許可を要しない農地として、都道府県知事の指定を受けたもの</p> <p>第8章 その他の財産 第1節 株式及び出資</p> <p>(上場株式についての最終価格の特例一課税時期が権利落等の日から株式の割当て等の基準日までの間にある場合) 170 前項の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期が権利落又は配当落(以下「権利落等」という。)の日から株式の割当て、株式の無償交付又は配当金交付(以下「株</p>

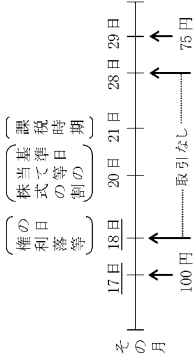
改正後	改正前
<p>式の割当て等という。)の基準日までの間にあり、その権利落等の日の前日以前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格をもって課税時期の最終価格とする。</p> <p>なお、これを図により例示すれば、次のようになる。</p> <p>課税時期の最終価格＝100円(75円は、権利落等の後の最終価格なので採用しない。)</p> <p>(注) 上記に該当する上場株式の最終価格の月平均額については、172((上場株式)の特例)の定めがあることに留意を要する。</p>	<p>式の割当て等という。)の基準日までの間にあり、その権利落等の日の前日以前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格をもって課税時期の最終価格とする。</p> <p>なお、これを図により例示すれば、次のようになる。</p> <p>課税時期の最終価格＝100円(75円は、権利落等の後の最終価格なので採用しない。)</p> <p>(注) 上記に該当する上場株式の最終価格の月平均額については、172((上場株式)の特例)の定めがあることに留意を要する。</p>
<p>(上場株式)の特例 - 課税時期に最終価格がない場合)</p> <p>171 169(上場株式の評価)の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期に最終価格がないものについては、前項の定めを適用するものを除き、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる最終価格をもって課税時期の最終価格とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 課税時期が権利落等の日の前日以前で、(1)の定めによる最終価格が、権利落等の日以後のもののみである場合は権利落等の日の前日以前のものと権利落等の日以後のものとの2ある場合、課税時期の前日以前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格</p> <p>なお、これを図により例示すれば、次のようになる。</p>	<p>(上場株式)の特例 - 課税時期に最終価格がない場合)</p> <p>171 169(上場株式の評価)の定めにより上場株式の価額を評価する場合において、課税時期に最終価格がないものについては、前項の定めを適用するものを除き、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる最終価格をもって課税時期の最終価格とする。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 課税時期が権利落等の日の前日以前で、(1)の定めによる最終価格が、権利落等の日以後のもののみである場合は権利落等の日の前日以前のものと権利落等の日以後のものとの2ある場合、課税時期の前日以前の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格</p> <p>なお、これを図により例示すれば、次のようになる。</p>

改正後



課税時期の最終価格＝101円（76円の方が101円より課税時期に近い）、76円は権利落等の日以後の最終価格なので採用しない。）

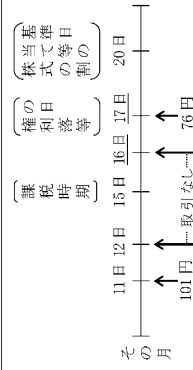
(3) 課税時期が株式の割当て等の基準日の翌日以後で、(1)の定めによる最終価格が、その基準日に係る権利落等の日の前日以前のもののみである場合又は権利落等の日の前日以前のものと同権利落等の日以後のものとの2ある場合 課税時期の翌日以後の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格なお、これを図により例示すれば、次のようになる。



課税時期の最終価格＝75円（100円の方が75円より課税時期に近い）、100円は権利落等の日以前の最終価格なので採用しない。）

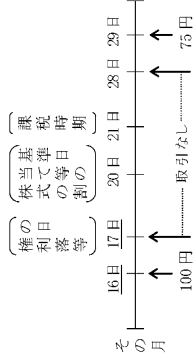
(注) 上記の②及び③に該当する上場株式の最終価格の月平均額については、次項の定めがあることに留意を要する。

改正前



課税時期の最終価格＝101円（76円の方が101円より課税時期に近い）、76円は権利落等の日以後の最終価格なので採用しない。）

(3) 課税時期が株式の割当て等の基準日の翌日以後で、(1)の定めによる最終価格が、その基準日に係る権利落等の日の前日以前のもののみである場合又は権利落等の日の前日以前のものと同権利落等の日以後のものとの2ある場合 課税時期の翌日以後の最終価格のうち、課税時期に最も近い日の最終価格なお、これを図により例示すれば、次のようになる。

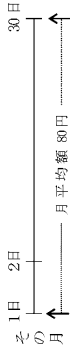
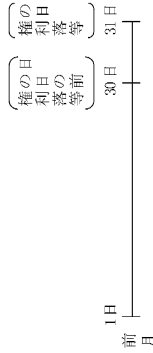


課税時期の最終価格＝75円（100円の方が75円より課税時期に近い）、100円は権利落等の日以前の最終価格なので採用しない。）

(注) 上記の②及び③に該当する上場株式の最終価格の月平均額については、次項の定めがあることに留意を要する。

改正後

なお、これを図により例示すれば、次のようになる。



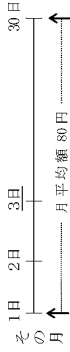
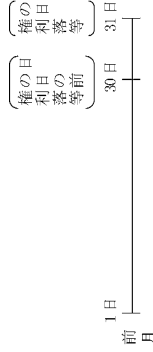
(株式の割当条件)

- ① 株式の割当数 株式1株に対し0.5株を割当て
- ② 株式1株につき払い込むべき金額 40円
最終価格の月平均額＝権利落の場合は80円×(1+0.5)
- 40円×0.5=100円、配当落の場合は80円
- (3) 課税時期が株式の割当て等の基準日の翌日以後である場合におけるその権利落等の日が属する月の最終価格の月平均額
は、その権利落等の日（配当落の場合にあってはその月の初日）からその月の末日までの毎日の最終価格の平均額とする。

なお、これを図により例示すれば、次のようになる。

改正前

なお、これを図により例示すれば、次のようになる。

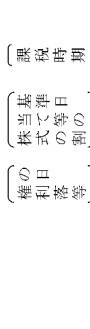


(株式の割当条件)

- ① 株式の割当数 株式1株に対し0.5株を割当て
- ② 株式1株につき払い込むべき金額 40円
最終価格の月平均額＝権利落の場合は80円×(1+0.5)
- 40円×0.5=100円、配当落の場合は80円
- (3) 課税時期が株式の割当て等の基準日の翌日以後である場合におけるその権利落等の日が属する月の最終価格の月平均額
は、その権利落等の日（配当落の場合にあってはその月の初日）からその月の末日までの毎日の最終価格の平均額とする。

なお、これを図により例示すれば、次のようになる。

改正後



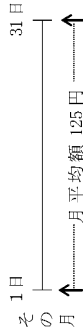
最終価格の月平均額＝権利落の場合
は 100 円

- (4) 課税時期が株式の割当て等の基準日の翌日以降である場合
におけるその権利落等の日が属する月の前月以前の各月の最
終価格の月平均額は、次の算式によって計算した金額（配当
落の場合にあつては、その月の初日から末日までの毎日の最
終価格の平均額）とする。

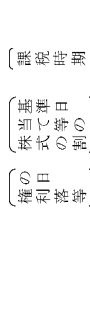
$$\left[\frac{\text{その月の最} \begin{matrix} \text{割当てを受けた株式1株に} \\ \text{終価格の月} \\ \text{+ つき払い込むべき金額} \end{matrix} \times \text{株式1株に対す} \begin{matrix} \text{る} \\ \text{平均額} \end{matrix} \text{の割当株式数} \right]$$

$$\div \left[(1 + \text{株式1株に対する割当株式数又は交付株式数}) \right]$$

なお、これを図により例示すれば、次のようになる。



改正前



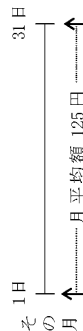
最終価格の月平均額＝権利落の場合
は 100 円

- (4) 課税時期が株式の割当て等の基準日の翌日以降である場合
におけるその権利落等の日が属する月の前月以前の各月の最
終価格の月平均額は、次の算式によって計算した金額（配当
落の場合にあつては、その月の初日から末日までの毎日の最
終価格の平均額）とする。

$$\left[\frac{\text{その月の最} \begin{matrix} \text{割当てを受けた株式1株に} \\ \text{終価格の月} \\ \text{+ つき払い込むべき金額} \end{matrix} \times \text{株式1株に対す} \begin{matrix} \text{る} \\ \text{平均額} \end{matrix} \text{の割当株式数} \right]$$

$$\div \left[(1 + \text{株式1株に対する割当株式数又は交付株式数}) \right]$$

なお、これを図により例示すれば、次のようになる。



改正後	改正前
<p>(株式の割当条件)</p> <p>① 株式の割当数 株式1株に対し0.5株を割当て</p> <p>② 株式1株につき払い込むべき金額 50円</p> <p>最終価格の月平均額＝権利落の場合は、$(125円 + 50円) \times 0.5 \div (1 + 0.5) = 100円$、配当落の場合は125円</p> <p>(評価差額に対する法人税額等に相当する金額)</p> <p>186-2 185(純資産価額)の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」は、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した残額がある場合におけるその残額に45%(法人税、事業税、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合)を乗じて計算した金額とする。</p> <p>(1)及び(2) (省 略) (省 略)</p> <p>(注) (省 略) (省 略)</p>	<p>(株式の割当条件)</p> <p>① 株式の割当数 株式1株に対し0.5株を割当て</p> <p>② 株式1株につき払い込むべき金額 50円</p> <p>最終価格の月平均額＝権利落の場合は、$(125円 + 50円) \times 0.5 \div (1 + 0.5) = 100円$、配当落の場合は125円</p> <p>(評価差額に対する法人税額等に相当する金額)</p> <p>186-2 185(純資産価額)の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」は、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した残額がある場合におけるその残額に42%(清算所得に対する法人税、事業税、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合)を乗じて計算した金額とする。</p> <p>(1)及び(2) (同 左) (同 左)</p> <p>(注) (同 左) (同 左)</p>
<p>第3節 定期金に関する権利</p> <p>(給付を受けなければならない金額の1年当たりの平均額)</p> <p>200 相続税法第24条((定期金に関する権利の評価)第1項第1号ハ、同項第2号ハ及び同項第3号ハに規定する「給付を受けなければならない金額の1年当たりの平均額」は、これらの規定の定期金給付契約に基づき1年間に給付を受けなければならない金額による。ただし、次に掲げる場合における「給付を受けなければならない1年当たりの平均額」については、それぞれ次によるものとする。</p> <p>(1) 有期定期金に係る定期金給付契約のうち、年金により給付を受けられる契約(年1回一定の金額が給付されるものに限る。)以外の契約の場合</p> <p>当該定期金給付契約に係る給付期間(定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に基づき定期金の給付を受けなければならない期間をいう。以下同じ。)に給付を受けなければならない金額の合計額を当該給付期間の年数(その年数に1年</p>	<p>第3節 定期金に関する権利</p> <p>(1年間に受けなければならない金額)</p> <p>200 相続税法第24条((定期金に関する権利の評価)第1項の規定により定期金給付契約に関する権利の価額を評価する場合において、同項に規定する「1年間に受けなければならない金額」が毎年異なるときの「1年間に受けなければならない金額」は、次に掲げるところにより計算した金額による。</p> <p>(1) 有期定期金については、残存期間に受けなければならない金額を残存年数をもって除して得た金額</p> <p>(2) 無期定期金については、課税時期から15年間に受けなければならない金額の合計額を15をもって除して得た金額</p> <p>(3) 終身定期金については、課税時期後その目的とされた者の課税時期における年齢に応じて定められた相続税法第24条((定期金に関する権利の評価)第1項第3号に掲げる倍數に相当する年数の間に受けなければならない金額の合計額をその倍數に相当する年数で除して得た金額</p> <p>(4) 定期金の目的が金銭以外の財産であるものについては、そ</p>

改 正 後	改 正 前
<p>未満の端数があるときは、その端数は、切り上げる。)で除して計算した金額</p> <p>(2) 終身定期金に係る定期金給付契約のうち、1年間に給付を受けるべき定期金の金額が毎年異なる契約の場合 当該定期金給付契約に関する権利を取得した時後当該契約の目的とされた者に係る余命年数(相続税法第24条第1項第3号ハに規定する余命年数をいう。以下同じ。)の間に給付を受けるべき金額の合計額を当該余命年数で除して計算した金額</p>	<p>の定期金の目的とされた財産のうち最初に取得した財産の価額を基とし、(1)から(3)までのために雑じて計算した金額</p>
<p>(定期金に関する権利を取得した日が定期金の給付日である場合の取扱い)</p> <p>200-2 定期金給付契約に関する権利を取得した日が定期金の給付日(当該契約に基づき定期金の給付を受けた日又は給付を受けるべき日をいう。)である場合における、相続税法第24条第1項第1号から第3号までの規定(同項第2号ハを除く。)の適用に当たっては、当該権利を取得した日に給付を受けた、又は受けるべき定期金の額が备まれるのであるから留意する。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(完全生命表)</p> <p>200-3 相続税法施行規則第12条の3に規定する「完全生命表」は、定期金給付契約に関する権利を取得した時の属する年の1月1日現在において公表されている最新のものによる。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>(予定利率の複利による計算をして得た元利合計額)</p> <p>200-4 相続税法第25条第1号イに規定する「当該掛金又は保険料の払込金額に対し、当該契約に係る予定利率の複利による計算をして得た元利合計額」の算出方法を算式で示すと、次のとおりである。</p> <p>定期金給付契約に係る掛金又は保険料の金額 × 複利終価率 複利終価率 = $(1 + i)^n$ (小数点以下第3位未満の端数があるときは、その端数は、四捨五入する。)</p>	<p>(新 設)</p>

上記算式中の「 r 」及び「 n 」は、それぞれ次による。
「 r 」＝当該定期金給付契約に係る予定利率
「 n 」＝当該定期金給付契約に係る掛金又は保険料の払込開始の時から当該契約に関する権利を取得した時までの期間（以下本項及び次項において「経過期間」という。）の年数（その年数に1年未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）

（経過期間に払い込まれた掛金又は保険料の金額の1年当たりの平均額）

200-5 組織税法第25条第1号ロに規定する「経過期間に払い込まれた掛金又は保険料の金額の1年当たりの平均額」は、経過期間に払い込まれた掛金又は保険料の額の合計額を経過期間の年数（その年数に1年未満の端数があるときは、その端数は、切り上げる。）で除して計算した金額による。

年1回一定の金額の掛金又は保険料が払い込まれる契約の場合の「経過期間に払い込まれた掛金又は保険料の金額の1年当たりの平均額」は、当該定期金給付契約に基づき1年間に払い込まれた掛金又は保険料の金額によっても差し支えない。

（予定利率）

200-6 組織税法第24条及び第25条の規定により定期金給付契約に関する権利を評価する場合の「予定利率」は、当該定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に係る「予定利率」をいうのであるから留意する。

（注）「予定利率」については、端数処理は行わないのであるから留意する。

（新設）

（新設）

